

この訴状の書式は、あなた（原告）がお金を貸し付けた相手方（被告）に対し、貸金の返還を求める場合の書式です。

訴えの手数料として収入印紙をはる部分なので、このスペースには何も記載しません。

【重要】 収入印紙には割り印をしないでください。

(注) □欄は、該当事項にレ点を付すか、又は、■に反転させる。

訴 状

この書面を
作成した日

令和 元年 5月 1日

千葉地方裁判所 民事部 _____ 支部 御中

訴えを起こす裁判所を記載します。被告の住所やあなたの住所を管轄する裁判所が管轄裁判所となります。

裁判所受付欄

貸 金 請求事件

あなたが起こす訴えの事件名（貸金請求事件）を記載します。

訴訟物の価額 2,000,000円

ちょう用印紙額 15,000円

郵便料 6,000円

「訴訟物の価額」、「ちょう用印紙額」、予納する郵券の金額が分からないときは、記載せず、提出の際、お尋ねください。

貼用印紙額

貼用印紙額

郵便料

係印

1 原告の表示

あなたが個人の場合は、あなたの住所、氏名を記載し、認め印を押します。法人その他の団体の場合は、代表者事項証明書等に従って、本店等の主たる事務所の所在地、商号または団体の名称を記載し、代表者印を押します。

住所又は所在地 〒 260-0000

千葉市中央区中央〇丁目〇番〇号

氏名又は団体名 甲 山 太 郎 印

(団体の場合、代表者の肩書・氏名・代表者印)

印

電 話 番 号 043-000-0000

ファクシミリ番号 043-000-XXXX

裁判所があなたに訴訟に関する書類を郵送する際の宛て先になりますので、あなたが書類を受け取りやすい場所を記載してください。

2 送達場所

原告に対する書類の送達は、以下の場所にあてて行ってください。

上記1に記載した住所（所在地）

勤務先 商号・名称 甲食品株式会社

所在地 〒△△△-△△△△

千葉県市川市〇〇〇△丁目△△番地

その他の場所

所在地 〒 _____ - _____

受取人氏名 _____ (あなたとの関係) _____

電話番号 _____ - _____ - _____

3 被告の表示

被告となる者の住所、氏名等を1と同様に記載します（ただし、押印は不要）。被告が個人の場合で、勤務先が分かるときは、勤務先も記載してください。

住所又は所在地 〒 271-〇〇〇〇

千葉県松戸市岩瀬〇丁目〇番地

氏名又は団体名 株式会社〇〇〇〇

(団体の場合、代表者の肩書・氏名) 代表者代表取締役 乙川二郎

(個人の場合、勤務先) _____

あなたが起こす訴えについて、裁判所にどのような判決を求めるかを記載する部分です。

請 求 の 趣 旨

1 被告は、原告に対し、220万円

及び うち 200万円に対する 平成・令和 30年 10月 21日か

ら支払済みまで 年1割5分の割合による金員
を支払え。

被告に対して返還を求める貸金及び利息の額、遅延損害金を請求する場合は、その起算日を記載します。

訴訟費用は、被告の負担とする。

訴訟費用には、訴状に貼る印紙代等が含まれますが、弁護士費用は含まれません。

との判決 並びに 仮執行宣言 を求める。

仮執行宣言が付されると、判決が確定する前でも強制執行が可能になります。

あなたの請求（請求の趣旨）を理由づける事実を書式に沿って記入してください。

3の「その他の事情」には、あなたが裁判を起こすに至った経緯（契約締結の経緯、被告との交渉経緯等）を記載し、記載しきれない場合には、「別紙のとおり」とした上で、別の用紙（A4判）に記載し、訴状の末尾に添付しても構いません。

請 求 の 原 因

1 原告は、被告に対し、平成・令和29年12月21日、200万円を以下の約定で貸し付けた。

(1) 利 息 定めなし 定めあり 利率 月1分

(2) 遅延損害金 定めなし 定めあり 損害金率 年1割5分

(3) 弁済期 平成・令和30年10月20日

2 （全く返済がない場合）

被告は、弁済期である平成・令和30年10月20日を経過しても上記金員の支払をしない。

（一部返済がある場合）

被告は、以下のとおり、現在までに合計_____円を返済したが、残りの金員の支払をしない。

返済日時

返済金額

平成・令和____年____月____日 _____円

3 その他の事情

4 よって、原告は、被告に対し、上記消費貸借契約に基づき、

貸金元金 200万円

利 息 20万円

ただし、貸金元金 200万円に対する 平成・令和 29年12月21日
(契約締結日) から 平成・令和 30年10月20日 (弁済期) まで約定の 月1分
の割合による利息

遅延損害金

貸金元金 200万円に対する 平成・令和 30年10月21日 (弁済期
の翌日) から支払済みまで、民法所定の年5分 約定の 年1割5分
の割合による遅延損害金

の支払を求める。

添 付 書 類

訴状副本 1通

資格証明書 1通

甲号証

甲第 1号証 (借用書) 写し 2通

甲第 号証

訴状とともに提出する書類を記載します。

- ・ 訴状副本 (被告送付用の訴状)
- ・ 資格証明書 (例：当事者が法人の場合＝代表者事項証明書等、当事者が未成年の場合＝戸籍謄本)
- ・ 書証 あなたの請求を基礎付ける証拠書類 (借用書等)

書証は、被告用のコピーと合わせ、2通提出します。原本は手元に保管し、裁判が開かれる日に持参してください。原告が提出する書証には、甲第1号証、甲第2号証・・・などと、「甲」を付して提出します。

提出方法等

- (1) 訴状及び書証は、原則として、〔被告の数＋1〕通 (1通は裁判所用) を用意し、訴状のすべてのページの上部余白に、上記「1 原告の表示」で押印した認め印 (法人等の場合は、代表者印) を捨印として押します。
- (2) 裁判所用の訴状には、訴え提起の手数料として収入印紙を1頁目の上部欄外に貼ります。手数料の額は、あなたの請求する金額により決まります。裁判所で消印しますので、割り印等をしないでください。
- (3) その他、御不明な点は、遠慮なく訴状を提出する裁判所にお尋ねください。